

証券税制 Q & A

教えて!

小谷野先生



所得税編

Q 私はある上場企業の株主であり持株比率が4%です。平成23年税制改正により大口株主等の持株比率要件が改正になったと聞きました。その改正の概要、影響、適用の時期について教えてください。

A 上場株式等の配当所得は、原則として源泉徴収の上、「総合課税」の対象とされていますが、一定の大口株主等が受けるものを除き、平成21年1月1日以後平成25年12月31日までの間に支払を受けるべき上場株式等の配当等については、10% (所得税7%、地方税3%) の税率による「申告分離課税」を選択することができる。また、納税者の判断により10% (所得税7%、地方税3%) の源泉徴収で課税を完結させ、確定申告不要とすることができ、確定申告不要制度がありますので、大口株主等でない方は、一般的には申告分離課税又は申告不要を選択していることを

ては、大口株主等に該当することとなるため、所得税・住民税合わせて15%の税率で総合課税の対象となります。なお、総合課税で確定申告する場合は、配当所得金額に一定の税率を乗じた金額を税額から控除する配当控除を適用することができます。

Q 現状では、上場株式等の配当等と上場株式等の譲渡損は損益通算が可能です。今後、大口株主等として受け取った配当等についても上場株式等の譲渡損との損益通算は可能でしょうか。また、未公開株式の譲渡損との損益通算は可能でしょうか。

A 質問者の場合、持株比率が4%ということですので、発行会社からの配当についてこれまでは申告分離課税又は申告不要を選択することにより10%の税率で課税されてきました。しかし、平成23年10月1日以後に支払を受けるべき配当について、この改正は、平成23年10月1日以後に支払を受けるべき配当等について適用されます。質問者の場合、持株比率が4%ということですので、発行会社からの配当についてこれまでは申告分離課税又は申告不要を選択することにより10%の税率で課税されてきました。しかし、平成23年10月1日以後に支払を受けるべき配当について、この改正は、平成23年10月1日以後に支払を受けるべき配当等について適用されます。質問者の場合、持株比率が4%ということですので、発行会社からの配当についてこれまでは申告分離課税又は申告不要を選択することにより10%の税率で課税されてきました。しかし、平成23年10月1日以後に支払を受けるべき配当について、この改正は、平成23年10月1日以後に支払を受けるべき配当等について適用されます。

小谷野幹雄 (こやの・みきお)
公認会計士・税理士・証券アナリスト・MBA
早稲田大学在学中に公認会計士2次試験に合格。大手証券会社に入社し株式公開業務、企業ファイナンス業務に従事。ニューヨーク大学経営大学院でMBA取得後に独立。1996年小谷野公認会計士事務所を設立。英国機関から税理士サービス業務についてISO9001の認証を受ける。

ホームページアドレス
<http://www.koyano-cpa.gr.jp/>

【申告分離課税を選択した配当等と譲渡損の損益通算】

配当等 譲渡損	未公開株式	上場株式等	
		大口株主	大口株主以外
上場株式等 (相対取引を除く)	×	×	○ (申告分離の配当所得まで)
未公開株式	×	×	×

株式を外部へ売却する、ご子息への贈与等、大口株主等に該当しないための対策を講ずることも考えられます。具体的な検討にあたっては、税理士等の専門家に相談ください。